

廃対第423号
令和元年12月12日

岐阜県行政書士会会長 様

廃棄物対策課長

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律37号）が令和元年6月14日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正され、令和元年12月14日から施行されます。

これに伴い、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び同局廃棄物規制課長から施行通知がありました。

については、本通知内容について御承知おきいただくとともに、貴会員へ周知くださるようお願いいたします。

なお、当該改正に係る許可事務の取扱いについては別途通知しますので申し添えます。

岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神谷	担当	三好
TEL	058-272-8217		
FAX	058-278-2607		